



令和4年10月3日
福島県観光交流課

プレスリリース

福島県「来て。」割の実施について

下記のとおり、全国旅行支援『福島県「来て。」割』を実施しますので、お知らせいたします。

記

1 実施期間

割引適用期間：令和4年10月11日（火）宿泊分から
令和4年12月21日（水）チェックアウト分まで
（日帰り旅行の場合は令和4年10月11日から12月20日まで）

2 割引額・対象範囲

- (1) 対象者 日本国内在住者
(2) 割引内容（ひとり1泊あたり。日帰り旅行の場合は1旅行あたり。）

	割引率	割引上限額	観光特典クーポン	最低価格
平日	宿泊料・旅行代金の40%	5,000円 (交通付は8,000円)	3,000円 (500円券×6枚)	5,000円 (税込み)
休日			1,000円 (500円券×2枚)	2,000円 (税込み)

※休日の考え方

休日：宿泊日とその翌日が、ともに土曜日、日曜日、祝日の場合
（日帰り旅行の場合は、出発日が土曜日、日曜日、祝日の場合）

平日：上記以外

※交通付商品は旅行会社経由での申し込みのみ対象です。

※観光特典クーポンの有効期間はチェックインの日からチェックアウトの日まで（日帰り旅行の場合は旅行当日のみ）で、県内所在の加盟店でのみ利用できます。

3 予約方法

予約方法は4通りあります。詳細は別紙1をご覧ください。

- (1) 宿泊施設へ直接電話予約 (2) 宿泊施設の公式サイトで予約
(3) 宿泊予約サイトで予約 (4) 登録旅行会社で予約

※(1)、(2)の方法の場合、宿泊予約終了後に特設サイトで宿泊割引申請手続きが必要な場合があります。

※インターネットでの申請が難しい方は、電話やFAXで申込が可能な(4)登録旅行会社へお問い合わせください。

< 県内参画旅行会社一覧 >

<https://www.kitewari.jp/images/travellist-fukushima20220927.pdf>

4 宿泊時に必要な書類

宿泊時に必要な書類については、県民割と同様に2種類です。

ワクチンの接種済を証明する書類等は撮影した画像やコピーの提示並びにアプリ（自治体を実施するものも含む）の画面提示でも問題ありませんが、宿泊後の提示は認められず、確認できない場合は本事業の適用が受けられませんので、ご注意ください。

< 提示必須書類 >

(1) 本人確認書類

(2) ワクチンの接種済を証明する書類等（①又は②のいずれか1点）

①新型コロナワクチンの接種済を証明する書類等（**3回目接種**）

※福島県在住の方のご利用については、2回目接種で利用可能です。

②PCR 検査等の陰性の結果通知書等

抗原定性検査 : 有効期限 1 日間

PCR 検査、抗原定量検査 : 有効期限 3 日間

5 お問い合わせ先等

○福島県「来て。」割事業サポートセンター

電話 : 0120-23-4581 (9:30~17:30 土日祝対応)

○特設サイト (<https://www.kitewari.jp/>)

参考 その他

○現在実施中の県民割事業は令和4年10月11日（火）チェックアウト分をもって終了いたします。

○県民割との制度内容の主な変更点を別紙2に記載しましたのでご参照ください。

○令和4年10月11日（火）までは、割引後の価格での宿泊・旅行の販売はできません。

○令和4年10月10日（月）以前にすでに行っている予約については、上記利用条件に合致し、ご利用となる宿泊施設・旅行会社が「来て。」割の参画登録を行っている場合で、旅行者と事業者の間で「来て。」割を利用する旨確認が取れば、事業開始後に対象となります。